

令和3年度高知縣市町村等消費者行政推進事業費補助金 補助対象消費者団体等審査要領

1 目的

令和3年度高知縣市町村等消費者行政推進事業費補助金補助対象消費者団体等の選定にあたって、審査会の設置及び審査等について、次のとおり定めるものとする。

2 審査会の設置

- (1) 応募者の中から補助事業者を選定するにあたって、令和3年度高知縣市町村等消費者行政推進事業費補助金補助対象消費者団体等審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。
- (2) 審査会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。
 - ア 高知県文化生活スポーツ部副部長
 - イ 高知県消費生活審議会委員の職にあるもの 3名
- (3) 審査会には、審査委員長を置き、高知県文化生活スポーツ部副部長をこれにあてる。
- (4) 審査会は、審査委員長が招集する。ただし、緊急を要するが、招集するいとまがないときなどは稟議による。
- (5) 審査会は、3及び4により審査を行う。

3 審査項目等

- (1) 審査項目については、次のとおりとする。
 - ア 事業の基礎となる活動実績があるか。
 - イ 業務を遂行する人員・体制が整備されているか。
 - ウ 事業資金の管理が適切に行えるか。実施報告書等所定の書類の作成ができるか。
 - エ 事業実施により団体活動の活性化が期待できるか。
 - オ 県民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等具体的な効果や成果が期待できるか。
 - カ 事業内容は、地域の消費生活に関する課題やニーズを踏まえたものか。
 - キ 新しいネットワークの構築等が期待できるか。
 - ク 事業内容は、団体関係者のみならず、一般県民をも対象とするものか。
 - ケ 事業実施のためのスケジュールや手法は妥当か。
 - コ 経費の見積もりは妥当で、費用対効果が高い事業か。
- (2) 審査項目の配点については、5点満点とし、その合計点は50点満点とする。
- (3) 配点基準については、次のとおりとする。
 - 5点 非常に優れている
 - 4点 優れている
 - 3点 普通
 - 2点 やや劣る
 - 1点 劣る
- (4) 配点は別添の審査表に記載することとする。

4 審査方法等

- (1) 応募者から提出された書類の審査にあたっては、3の審査項目に基づき行うものとする。
- (2) 各審査委員が審査した点数が50点満点中30点以上で、かつ、審査項目のいずれにも2点以下の配点項目がない者のうち、審査委員の合計点が上位者から予算の範囲内で補助事業者を

選定するものとする。

- (3) 合計点が同点の場合は、3(1)審査項目「ア～エ（業務実施能力）の合計点」が上位者から予算の範囲内で選定する。

「ア～エの合計点」が同点の場合は審査項目オの点数が上位者から予算の範囲内で選定する。
以下審査項目カ、キ、ク、ケ、コの順に同様とする。

5 応募者への通知

県は、応募者に対し、審査の結果について、書面により通知するものとする。

附則

この要領は、令和3年5月12日から施行する。